

(平成24年5月23日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

## 青森国民年金 事案 702

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から 54 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から 54 年 7 月まで

ねんきん定期便が届き、自分の年金記録の納付月数が少ないことに気付いた。年金事務所へ照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納になっていることが分かった。今まで全ての保険料を納付してきたと思っていたので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「今まで全ての国民年金保険料を納付してきたと思っていたので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。」と主張しているところ、申立人の最初の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和 48 年 3 月 1 日以降に A 町（現在は、B 町）から払い出されたものの、取り消されていることが確認できる。二度目の手帳記号番号は、申立人の前後の国民年金被保険者の資格取得日により、62 年 2 月頃から同年 3 月頃までに A 町から払い出され、同時期に 53 年 3 月 1 日の被保険者資格取得、及び 54 年 8 月 1 日の資格喪失が記録されたと推認できることから、当該払出時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできなかつたものと考えられる。

また、氏名検索を行ったが、前記の国民年金手帳記号番号以外に払い出された形跡は見当たらない上、申立人は昭和 49 年 11 月 30 日以降、A 町から他市町村への住所変更を行っていないことが住民票により確認できることから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に関する記憶が曖昧であるため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月頃から30年3月頃まで  
申立期間当時、私は、A県に本社があったB社のC営業所に勤務した。C営業所の後に、DやEにも営業所ができたことも記憶している。しかし、申立期間に係る私の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A県に本社があったB社のC営業所に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録では、B社C営業所は、厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる上、同社同営業所を管轄する法務局においても商業登記簿謄本が確認できない。

また、申立人が名前を挙げた元同僚は、当時の厚生年金保険の取扱いについて記憶が無いとしている上、当該同僚のB社C営業所における厚生年金保険の加入記録も確認できない。

さらに、B社本社は、昭和29年4月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主は所在不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできなかった。

加えて、申立期間当時、B社F営業所及び同社D営業所に勤務した元従業員で所在が確認できた3人に文書照会したが、回答を得ることはできず、申立人の申立てを裏付けることはできなかった。

なお、B社本社、同社F営業所、同社D営業所及び同社E営業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、いずれの事業

所においても申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 1 日から 49 年 4 月 1 日まで  
申立期間について、年金事務所に記録照会したところ、厚生年金保険の加入記録が見当たらないとの回答があった。

私は、昭和 48 年 12 月 1 日から 49 年 3 月 31 日まで A 社 B 店に臨時 C 業務士として勤務しており、その間は給与から厚生年金保険料を差し引かれていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された人事異動通知書、人事記録及び元同僚の証言から、申立人が申立期間において当該事業所に臨時 C 業務士として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、事業主は、「提出した資料以外は保管されていないため、申立期間当時の厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立てを裏付ける関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、申立人が名前を挙げた元同僚 5 人は、いずれも申立人と同様に臨時 C 業務士の期間において厚生年金保険の加入記録が無いところ、当該 5 人のうち、申立人と同時期に採用された二人は、「臨時 C 業務士の期間については、厚生年金保険に加入していたかどうか分からない。」と供述し、他の 3 人は、「臨時 C 業務士の期間は、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、申立期間当時、臨時 C 業務士を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことが

うかがわれる。

さらに、申立期間及びその前後の期間に係る当該事業所の厚生年金保険被保険者原票を確認したが、被保険者資格を取得した者の中に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。